$Hc_{collect}$は、適格金融資産担保を受け入れる場合において適用するボラティリティ調整率（担保の価格変動リスクを勘案して担保の額を調整するための値をいう。以下この条において同じ。）

$Hfx_{collect}$は、適格金融資産担保を受け入れる場合においてエクスポージャーと適格金融資産担保の通貨が異なるときに適用するボラティリティ調整率

C_{post}は、取引相手方へ差し入れた担保（取引相手方以外の第三者によって分別管理されており、かつ、取引相手方に係る倒産手続又は外国における倒産手続と同種類の手続に伴う当該担保に対する損失の発生を防ぐために必要な方策が講ぜられているものを除く。）の額

Hc_{post}は、担保を差し入れる場合において、取引相手方に引き渡した資産の種類に応じて適用するボラティリティ調整率

Hfx_{post}は、担保を差し入れる場合においてエクスポージャーと担保の通貨が異なるときに適用するボラティリティ調整率

二　マージン・アグリーメントを締結している場合

$RC=\max\{V-C, TH+MTA-NICA, 0\}$

THは、信用極度額（取引相手方からの変動証拠金の徴求を要しない額としてあらかじめ定めた額）

MTAは、最低引渡担保額（取引相手方から徴求する変動証拠金の額の最低単位としてあらかじめ定めた額）

NICAは、前号に規定するCと同じ。ただし、変動証拠金は除く。

3　前項のボラティリティ調整率は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める算式を用いて算出する。

一　マージン・アグリーメントを締結していない場合

$$H_N \times \sqrt{\frac{\min\{M_{NS}, 250\}}{T_N}}$$

NSは、ネッティング・セット（以下この項、第十七項及び第十八項において同じ。）

H_Nは、第四章第五節第三款第二目に規定する標準的ボラティリティ調整率又は同款第三目に規定する自金庫推計ボラティリティ調整率（次号において同じ。）

M_{NS}は、NSに含まれる取引の残存期間（当該取引の原資産が派生商品取引であり、かつ、当該原資産を受け渡すこととなっている場合には、原資産である派生商品取引の満期日と算出基準日の間の営業日数をいう。）のうち最も長い営業日数。ただし、十営業日未満であるときは、十営業日とする。

T_Nは、H_Nを算出するために用いた保有期間（次号において同じ。）

二　マージン・アグリーメントを締結している場合

$$H_N \times \sqrt{\frac{MPOR}{T_N}}$$

MPORは、次項に規定するリスクのマージン期間（マージン・アグリーメントに基づき取引相手方から担保の提供を受けた時点から当該取引相手方のデフォルトに伴い発生した当該取引相手方との取引に係るマーケット・リスクに対するヘッジが完了する時点までの期間をいう。以下同じ。

金利関連取引	一年以内	○・○
	一年超五年以内	○・五
	五年超	一・五
株式関連取引	一年以内	六・○
	一年超五年以内	八・○
	五年超	十・○
貴金属関連取引（金関連取引を除く。）	一年以内	七・○
	一年超五年以内	七・○
	五年超	八・○
その他のコモディティ関連取引	一年以内	十・○
	一年超五年以内	十二・○
	五年超	十五・○

（注1）　特定の支払期日においてその時点でのエクスポージャーを清算する構造で、かつ、当該特定の期日において市場価値が零になるように契約条件が再設定される契約については、残存期間を次の再設定日までの期間とみなすことができる。この基準を満たす残存期間が一年超の金利関連取引については、アドオン掛目は○・五パーセントを下限とする。

（注2）　取引の区分欄に掲げられた各取引に当てはまらない派生商品取引（クレジット・デリバティブを除く。）は、「その他のコモディティ関連取引」として取り扱うこととする。

（注3）　同一通貨間かつ変動金利相互間の金利スワップについては、この項に係る額を与信相当額に加えることを要しない。

（注4）　外国為替関連取引とは、異種通貨間の金利スワップ、為替先渡取引（ＦＸＡ）、先物外国為替取引、通貨先物取引及び通貨オプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。

（注5）　金関連取引とは、金に基づく先渡、スワップ及びオプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。

（注6）　金利関連取引とは、同一通貨間の金利スワップ、金利先渡取引（ＦＲＡ）、金利先物取引及び金利オプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。

（注7）　株式関連取引とは、個別の株式や株価指数に基づく先渡、スワップ及びオプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。

（注8）　貴金属関連取引とは、貴金属に基づく先渡、スワップ及びオプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。

（注9）　その他のコモディティ関連取引とは、エネルギー取引、農産物取引及び卑金属その他の貴金属以外の金属のコモディティ取引に基づく先渡、スワップ及びオプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。